

第6回入善町農業委員会議事録

令和6年1月12日午前10時から第6回入善町農業委員会が4F全員委員会室で開催された。

委員定数 18名 委員現在数 18名

出席委員 17名

1番 五十里 章	2番 廣 清 奈緒美	3番 寺 田 晴 美	4番 森 下 さゆり
5番 森 下 吉 光	6番 上 田 幸 嗣	7番 西 川 信 一	8番 竹 田 隆 浩
9番 嶋 先 良 昭	10番 安 藤 清 雅	12番 米 山 義 隆	13番 坪 野 和 夫
14番 前 田 俊 彦	15番 永 山 美 和	16番 亀 田 英 司	17番 上 野 好 雄
18番 田 中 吉 春			

欠席委員 1名

11番 小 林 真一郎

本会議に、議案の説明のため出席した者の職、氏名は次のとおり。

入善町農業委員会	事務局長	長 島 努
入善町農業委員会	係 長	清 水 弘 美
入善町農業委員会	主 事	上 原 祐里奈
入善町農業委員会	主 事	南 茂 和佳菜

議事日程及び本日の会議に付した案件は次のとおり

日程第1	会期及び議事日程の件
日程第2	議事録署名委員決定の件
日程第3	議案第15号 農地法第4条の規定による意見進達について
日程第4	議案第16号 農地法第5条の規定による意見進達について
日程第5	議案第17号 農用地利用集積計画の決定について
日程第6	議案第18号 農用地利用集積等促進計画案に意見を付す件について
日程第7	議案第19号 入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件について

議長（米山 義隆）

明けましておめでとうございます。皆様には、ご家族揃って健やかな新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。また、旧年中は、地域計画の関係で意見交換会にご尽力いただきましたこと、本当にありがとうございます。今後入善町でも有効に使いながら、また皆さんと協議しながら進めていきたいと思っていますので、変わらぬご協力をお願いしたいと思います。

元日の能登半島地震において、甚大なる被害があったことに対し、また亡くなられた方にお悔やみを申し上げるとともに、被害に遭われた方にお見舞いを申し上げたいと思います。我々の方では大きな被害はなかったんですが、皆さんもご存知のように、やはりあれだけニュース等で報道された結果、パニックになったように、山に逃げた方もいらっしゃいました。これからは慌てずしっかりと自分の立場を考えながら行動するということ、今までやはり災害の少ないところでしたから、冷静さを欠かないようにすることは大事だと改めて感じました。

同じ農業者として、能登半島における被害は甚大なものでして、先日新聞にも、千枚田に亀裂が入った写真だとか、今日の新聞ですと、畜産の皆さんに飼料が届かない問題だとか、農業に対する非常に深

刻な問題が出ている中で、自分たちに何ができるだろう、協力できるだろうと今は思うだけで、なかなか進まないところに歯がゆさがあります。今後、支援していける部分が出てくるならば、どんどん協力しなければならないなど、強く感じているところです。

地震の震、震えるというのは、雨かんむりに辰と書いて、辰が絡む年には何か起こるのかなということを考えさせられました。昨年までならば、辰年を迎えて、また人生の節目を迎える上で、昇り龍、昇竜のようなイメージでございましたが、地震が起きたことで、やはり雨かんむりに辰、雨降って地固まるではありませんが、やはり高みを望む前にしっかりと自分の足元を見て、しっかりと足の着いたところから行かなければならない、そういう節目の年だったのかなということも改めて感じさせられる年の幕開けだったと思っております。

委員各位におきましては、これからも協力し合いながら、町農業委員会をスムーズに進めていくために、ご尽力、ご協力いただきたいと思いますので、今年1年また健康に十分にご注意いただき、ご協力いただくようお願い申し上げまして、年頭の挨拶とさせていただきます。今日はどうぞよろしくお願いいたします。

それでは議案にしたがって進めさせていただきます。順序に従いまして日程第1、会期及び議事日程の件を議題といたします。会期を本日1日限りとし、日程は第1より第7の終了までといたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員 「異議なし」の発言あり)

議長(米山 義隆)

異議なしとの発言がありますので、会期を本日1日限りとし、日程は議事終了までと決定いたします。

―― 議事録署名委員決定の件 ――

議長(米山 義隆)

次に、日程第2、議事録署名委員決定の件を議題といたします。13番坪野委員と14番前田委員に決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(全員 「異議なし」の発言あり)

議長(米山 義隆)

異議なしとの発言がありますので、ご両名に決定いたします。

議長(米山 義隆)

次に、日程第3、議案第15号、農地法第4条の規定による意見進達についてを議題といたします。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案書の1ページをご覧ください。議案第15号「農地法第4条の規定による意見進達について」、次のとおり許可申請があったので審議を求めます。今回は1件の申請があります。

申請番号1番、申請人は入善町小杉〇〇の〇〇さん、申請地は入善町小杉〇〇の1筆。台帳地目は田、面積は178㎡で、転用目的は一般住宅敷地です。

申請人の〇〇さんは、小杉〇〇の既存住宅敷地で生活していますが、自己の財産関係の整理及び敷地の調査をしていたところ、敷地として利用していた土地の一部が農用地にかかっていることが判明し、是正するべく今回の申請に至りました。

申請面積は178㎡で、昭和54年に申請人の父が住宅を増築した時から、住宅管理のための敷地及び雨水利用の排水路として利用されています。

申請地は第1種農地ですが、転用目的が「一般住宅敷地の拡張」であり、許可基準は「既存施設の拡張」（既存施設敷地の1/2を超えない）の項目に適合すると認められます。住宅地として無断転用していたことを反省する内容の始末書も添付されており、転用目的には問題ないと考えます。

なお、申請地につきましては、令和5年11月27日に除外済であり、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。農業委員の意見書は前田委員にいただいております。

以上1件です、よろしくお願いします。

議長（米山 義隆）

ありがとうございました。

それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

前田委員

今説明にあったとおり、宅地になってしまっているところでありました。ただ私自身初めての案件で、分からないこともありましたので、事務局とも相談して後日回答をもらい、私自身も納得して確認させていただいたところです。

議長（米山 義隆）

ありがとうございました。それでは、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

議長（米山 義隆）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（米山 義隆）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第15号、農地法第4条の規定による意見進達について、原案どおり許可することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（米山 義隆）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり許可することに決定いたします。

議長（米山 義隆）

次に、日程第4、議案第16号、農地法第5条の規定による意見進達についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案書の3ページをご覧ください。議案第16号「農地法第5条の規定による意見進達について」、次のとおり許可申請があったので審議を求めます。今回は2件の申請があります。

申請番号1番、譲渡人は黒部市六天〇〇の〇〇さん、譲受人は入善町目川〇〇の〇〇さん、申請地は入善町目川〇〇の1筆。台帳地目は田、面積は417㎡で、転用目的は住宅納屋敷地です。

譲渡人の〇〇さんは、黒部市にお住まいで、平成24年に相続により申請地を取得しました。今回、所

有の資産の確認をしていたところ、申請地が、農地転用されないまま盛土され、納屋の敷地として使用されていたことが判明し、その是正も兼ねて、始末書を添付して所有権移転の申請となったものです。

譲受人の〇〇さんは、申請地の隣にお住まいで、譲渡人の叔父にあたります。申請地を含めたご自宅は、県道 魚津黒部入善線 沿いにありますが、道路との間に高低差があるため、車の乗り入れができず、納屋などを建築することが困難な状況です。

現在は、町外に住む譲受人の依頼により、管理を兼ねて、申請地を納屋や物置場として使用しております。転用後は、引き続き納屋として利用するほか、家庭菜園としても利用される予定です。

雨水排水につきましては、納屋の南側に排水路を設け、南西にあるご自宅の排水路へ流す予定です。申請地につきましては、第1種農地ですが、転用目的は「住宅納屋敷地」であり、転用許可基準の「集落接続」に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

申請地は昭和47年3月15日に除外済であり、無断転用を反省する始末書、入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。農業委員の意見書は森下委員にいただいております。

続きまして申請番号2番、譲渡人は富山市〇〇の〇〇さん、譲受人は入善町東狐〇〇の〇〇さん、申請地は入善町東狐〇〇の1筆。台帳地目は田、面積は405㎡で、転用目的は一般住宅敷地です。

借受人の〇〇さんは、現在ひとり暮らしをしていますが、住宅の敷地が、県道小摺戸・芦崎線の拡幅工事事業にかかって買収されることから、移転する必要があります。

万が一自分の体調に支障が生じた場合、親族に世話をしてもらいたいことから、息子である〇〇さん宅のそばの申請地を選定しました。申請面積は405㎡で、住宅、庭、通路として利用するための面積です。

申請地につきましては「第1種農地」ですが、転用目的は「一般住宅敷地」であり、転用許可基準の「集落接続」に適合すると認められることから、農地の区分と転用目的には問題がないと考えます。

申請地は令和5年11月27日に除外済であり、隣接耕作者の同意及び入善土地改良区の同意内容での意見書も添付されていることから、本案件は許可すべきものと考えます。農業委員の意見書は嶋先委員にいただいております。

以上2件です。よろしくお願いします。

議長（米山 義隆）

ありがとうございました。それでは、現地の確認を行った委員から補足説明をお願いいたします。

森下 さゆり委員

申請番号1番については、〇〇さんがうちの事務所に来られて、自宅の横にある農作業に使っている納屋と土地の名義が、妹さんとそのお子さんで、名義変更したいと言ってこられました。調べてみたらその土地が田になっていたので、転用をかけなくちゃいけないことで、相談に来られて、現地の確認をした上で、大丈夫ということで確認をさせていただきました。

嶋先委員

申請番号2番については、先月、現地確認を行いました。申請地と〇〇さんのお宅とがくつついた形ですけど、奥の農地に入るために宅地の中に搬入路が作られるとのこと。取水と排水についても問題ないので、確認印を押しました。

議長（米山 義隆）

ありがとうございました。では、議案第16号「農地法第5条の規定による意見進達について」の質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

安藤委員

申請番号2番の申請地は、隣の〇〇と仲間田ではないのですか。

嶋先委員

仲間田ではなく、畦畔があります。

議長（米山 義隆）

他に何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（米山 義隆）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第16号「農地法第5条の規定による意見進達について」を、原案どおり県知事へ進達することに、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（米山 義隆）

全員異議なしの声によりまして、本案を原案どおり県知事に進達することに決定いたします。

議長（米山 義隆）

次に、日程第5、議案第17号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第17号、農用地利用集積計画の決定について。入善町から提出になった農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条第1項の規定により、その決定を求めます。令和6年1月12日提出、入善町農業委員会会長、米山義隆。

今回の件数を報告させていただきます。

入善地区 再設定1件、1筆、543㎡

青木地区 新規 1件、1筆、2,500㎡

飯野地区 新規 1件、1筆、987㎡

計3件、3筆、4,030㎡です。以上、よろしくお願いします。

議長（米山 義隆）

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

五十里委員

1番については、50年契約なのですか。

事務局

その通りです。

議長（米山 義隆）

他に何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（米山 義隆）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第17号、農用地利用集積計画の決定についてを、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（米山 義隆）

異議なしと認めます。よって、本案件は原案どおり決定することといたします。

議長（米山 義隆）

次に、日程第6、議案第18号、農用地利用集積等促進計画案に意見を付す件についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

議案第18号「農用地利用集積等促進計画案に意見を付す件について」、入善町から提出になった農用地利用集積等促進計画案について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、その意見を求めます。

農地の所有権移転については、農地法第3条によるものと、農地中間管理機構の農地売買等事業いわゆる特例事業を利用した農業経営基盤強化促進法によるものがあります。特例事業は、農業振興地域内の農用地区域内の農地であることや、転用・転売目的の所有権移転でないこと、買い手が安定した農業経営に従事する就農者であること等の条件を満たせば、農業経営基盤強化促進法の農用地利用集積等促進計画による所有権移転を適用でき、売り手は譲渡所得税の特別控除を、買い手は不動産取得税や登録免許税の軽減を受けることができるというメリットがあります。

議案第18号の所有権移転は、この特例事業を利用した所有権移転です。

なお、農用地利用集積等促進計画を定める場合、機構が必要と認めるときは、町が案を作成し、農業委員会の意見を聴くものとなっております。

今回は2件の申し出があり、県農林水産公社から〇〇さん、同じく県農林水産公社から〇〇さんに所有権移転されるものです。以上、よろしくお願いします。

議長（米山 義隆）

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

議長（米山 義隆）

何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。

よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（米山 義隆）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第18号、農用地利用集積等促進計画案に意見を付す件についてを原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（米山 義隆）

異議なしと認めます。よって、本案件は原案どおり決定することといたします。

議長（米山 義隆）

次に、日程第7、議案第19号、入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件についてを議題といたします。事務局から説明をお願いいたします。

事務局

入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件について、入善町から提出になった入善農業振興地域整備計画変更案について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2の規定により、意見

を求めます。今回は軽微変更の申請が1件ございます。農業用施設のために農地を利用する場合は、町の農業振興地域整備計画を軽微な手続きで変更することができます。これを軽微変更と言っておりまして、農振除外と同様に、年に4回申請を受け付けております。農業のために利用するので、農用地区域からは除外せずに、農業上の用途を農地から農業用施設に変更する軽微な手続きとなっております。

申請番号1番、変更対象地は入善町蛇沢〇〇の内の1筆、地目は田、面積は962㎡です。変更願出者は入善町蛇沢〇〇の〇〇さんの相続人である〇〇さんほか、借受人は入善町蛇沢〇〇の〇〇さんで、変更後の用途は農作業所敷地です。

借受人の〇〇さんは、水稻及び大豆を中心に現在約110haを経営する法人です。申請地は農作業敷地として利用します。借受人は、所有する農業用車両を屋外で保管しており、雨ざらしの状態では機械の劣化を早めるおそれがあることから、車両の格納庫を建てる計画です。また、法人の育苗施設について、取締役の父が所有していた大工小屋を利用していますが、先代が建築した木造のもので、こちらも劣化が激しいことから、取り壊して申請地に新たな育苗施設を建設する計画です。さらに、屋外のスペースには、営業用車両・農業用車両を駐車する予定です。

申請面積は、農業用車両10台程度の格納庫、育苗施設、営業及び農業用車両13台分の屋外駐車スペースとして、必要最小限の面積です。雨水排水については、隣接する既存の排水路に排水します。なお、申請地の南側に農地が残りますが、こちらは引き続き〇〇さんが耕作する計画です。

要件の確認としては、目的が農作業所敷地で、作業の効率化を図るには施設を集約させる必要があります。農用地区域以外の土地をもって代えることが困難と認められ、要件を満たすと考えます。以上1件です。よろしくお願いします。

議長（米山 義隆）

では、質疑、応答、討論を同時に行います。ご発言をお願いいたします。

森下さゆり委員

今回の申請で、〇〇の田が2つに分かれるということですか。

事務局

はい、奥側には既存の搬入路が使えるのですが、手前側には新たな搬入路を設ける予定です。

安藤委員

手前を田んぼとして残すということですが、一般的に考えるとこの手前の方を車庫とかした方が使い勝手がいいと思うんですが、そのような将来の計画があるのでしょうか。

事務局

今のところそういった話はないそうです。

森下さゆり委員

もう一つよろしいですか。〇〇さんの作業場と、申請地の間に畦畔があると思うのですが、隣と繋がるわけではないのですか。

事務局

繋ぐ予定でして、〇〇さんの作業場と申請地の高さを合わせて行き来できるように、既存地と一体的に使われる計画です。

議長（米山 義隆）

残る面積はどれぐらいでしょうか。

事務局

手前側には822㎡、奥側は2,185㎡残ります。

議長（米山 義隆）

他に何かございませんか。では、質疑、応答、討論が尽きたものと認めます。よって、これより本案件の採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（米山 義隆）

異議なしと認めます。それでは、これより採決を行います。

議案第19号、入善農業振興地域整備計画変更案に意見を付す件についてを、原案どおり決定することにご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の発言あり）

議長（米山 義隆）

異議なしと認めます。よって、本案件は原案どおり決定することといたします。

議長（米山 義隆）

以上で本日の議題は全て終了いたしました。その他、何かご意見等はございませんか。ないので、それでは事務局から何かありますか。

事務局

はい、事務局より配布物の確認です。カラー刷りのアグリとやま131号と、女性委員には富山県農業委員会女性協議会研修会のご案内をお渡ししています。2月13日に富山県民会館で開催されますので、出欠についてご連絡をお願いします。

また、来週1月18日に農業委員会新年会を予定しております。よろしくお願いいたします。

議長（米山 義隆）

その他、何かご意見等はございませんか。では、特にご意見等がないようですので、これをもちまして第6回入善町農業委員会を閉会いたします。

次回は、令和6年2月8日木曜日、午前10時から行う予定ですのでよろしくお願いいたします。

（閉会 午前10時40分）

--